

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第131号
事故等種類	衝突
発生日時	平成23年7月10日（日） 17時37分ごろ
発生場所	山口県下関市吉母 <sup>よしも</sup> 漁港北方沖 下関市所在の吉見 <sup>よしみ</sup> 港A防波堤灯台から真方位320°4,250m付近 (概位 北緯34°05.8′ 東経130°52.3′)
事故等調査の経過	平成23年9月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ エアスト、0.1トン（長さ2.89m） 290-57710福岡、個人所有 B 水上オートバイ <sup>ムネタカ</sup> MUNETAKA、0.1トン（長さ2.66m） 291-41942山口、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型船舶操縦士 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士
死傷者等	A 負傷 1人（同乗者D） B なし
損傷	A 右舷船尾に亀裂を伴う凹損 B 左舷船尾に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者2人（以下「同乗者C」及び「同乗者D」という）を乗せ、平成23年7月10日17時15分ごろ‘下関市吉母所在の海の家 <sup>アックア</sup> AQUA前面の砂浜’（以下「本件砂浜」という。）を出発し、航走を楽しんでいた。 A船は、時速約60kmの速力で沖に向かって西進していたところ、右舷後方から接近してきたB船が急に右旋回するようにして追い越し、B船の航走波をかけられて停止した。 A船は、帰航するために本件砂浜に向けたところ、17時37分ごろ、吉見港A防波堤灯台から真方位320°4,250m付近において、再びB船が右舷後方から接近してきて横滑りの状態でB船の左舷船尾がA船の右舷船尾に衝突した。 A船は、衝突の衝撃で左に傾き、船長Aの後方に乗っていた同乗者C及び同乗者Dが海に転落した。また、同乗者Dは、衝突の際、右足をA船とB船に挟まれて負傷した。 船長Bは、海に転落した同乗者C及び同乗者DをB船に引き揚げて本件砂浜まで運び、負傷した同乗者Dを病院まで搬送した。 A船は、自力で本件砂浜に帰航した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	A船は、船長Aが操縦ハンドルを持ち、船長Aの後方に同乗者C及び同乗者Dの順に乗せていた。

	<p>同乗者C及び同乗者Dは、特殊小型船舶操縦士の免許証を所有していなかった。</p> <p>船長A、同乗者C及び同乗者Dは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>海の家AQUAは、8月末まで開かれていたが、その後は、建物が施錠されていて人影はなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は漂泊中、B船はA船に接近中、吉母漁港北方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、B船から航走波をかけられたことにより、航走を止めて本件砂浜に帰航しようとしたものと考えられる。</p> <p>B船は、再度、A船に接近中、B船が操船不能に陥り、横滑りしたことから、A船と衝突した可能性があると考えられるが、船長Bから情報が得られなかったため、操船の状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、吉母漁港北方沖において、A船が漂泊中、B船がA船に接近中、B船が操船不能に陥り、横滑りしたため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイを操船する際は、他船に接近するなどの危険な操船を行わないこと。</li> </ul>	